

令和7年度 鹿児島県地域猫活動等事業 募集要領

鹿児島県地域猫活動等事業に応募申請するものは、この要領に基づき、応募するものとする。

1 募集対象事業

募集の対象となる事業は以下のとおりとする。

- (1) 地域猫活動
地域猫の手術（耳カット含む）及び飼養管理を行う事業
- (2) 飼い主のいない猫の譲渡活動
飼い主のいない猫を保護し、譲渡目的で飼養管理を行う事業

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「飼い主のいない猫」とは、動物の所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- (2) 「不妊・去勢手術」（以下「手術」という。）とは、雄の精巣の摘出、雌の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出をいう。
- (3) 「地域猫活動」とは、地域住民の理解と合意のもと「飼い主のいない猫」に手術を行った上、餌のやり方や清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理を行う活動をいう。
- (4) 「TNR」とは、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢措置を行い、捕獲した元の場所へ返す取組のことをいう。
- (5) 「耳カット」とは、手術を受けた猫を識別するために、耳の先端をV字等にカットすることをいう。
- (6) 「住宅密集地」とは、都市部、地方に限らず、住宅などの建物間の距離が近く、生活環境が密接な関係にある地区をいう。

3 適用除外事業

「1」に掲げる事業であっても、次の各号のいずれかに該当する事業は応募できないものとする。

- (1) 当該事業で実施する活動について、既に他の機関から補助・助成等を受けている、又は受ける見込みであるもの
- (2) 特定の事業者の利益のために行われるもの
- (3) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- (4) その他「地域猫活動等事業」としてふさわしくないと認められるもの

4 事業期間

交付決定日から令和8年2月28日までに完了できるものであること。

5 申請者の応募要件

(1) 地域猫活動

次の要件をすべて具備しているものとする。

- ア 飼い主のいない猫に対する手術助成事業や TNR 事業が行われていない市町村で、地域猫活動に取り組む活動団体に対しては手術及び飼養管理経費への補助を行う。一方、既に地域猫として管理されている猫の飼養管理経費のみに対する助成については、飼い主のいない猫に対する飼養管理経費助成事業が行われていない市町村で、地域猫活動に取り組む団体も対象となり得る。
- イ 手術と飼養管理を一貫して行う活動団体であること。
- ウ 住宅密集地で地域猫活動に取り組んでいること。
- エ 自治会長等（地域の代表者）の同意を得ることができること。
- オ 活動団体の人数は、取組地域の状況や当該地域に生息する猫の数を考慮し、地域猫活動を適正に行うことができる人数（原則2名以上）であること。
- カ 活動団体には、名称があり、代表者が設けられていること。
- キ 鹿児島県が作成する「地域猫の手引き」の趣旨に沿った活動を行うこと。

(2) 飼い主のいない猫の譲渡活動

次の要件をすべて具備しているものとする。

- ア TNR 事業は実施しているが、地域猫活動への助成事業がない市町村内において、譲渡目的で飼い主のいない猫の飼養管理を行う活動団体であること。
- イ 活動団体の人数は、取組の状況を考慮し、譲渡活動を適正に行うことができる人数（原則2名以上）であること。
- ウ 活動団体には、名称があり、代表者が設けられていること。
- エ 飼養管理は屋内で行うこと。

6 補助対象経費

補助対象とする経費の内訳については別表1、補助率及び補助対象経費の上限額については、別表2のとおりとする。

7 応募方法

応募申請書（様式1）及び経費内訳書（様式2）によるものとする。
なお、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

8 公募期間

令和7年4月1日(火)から令和7年5月12日(月)

9 応募先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課へ提出する。

10 採択の決定及び通知

応募申請書等を選定委員会で審査のうえ補助対象事業者を決定し、選定結果を応募申請者に通知する。

なお、県は補助金の適切な交付を行うために必要があると認めた場合は、当該応募申請内容に修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

11 補助対象事業の選定について

選定委員会を実施し、補助対象事業の要件を満たした活動団体毎に、次の項目について評価し、補助対象事業を選定する。

- (1) 事業内容は目的に則したものであるか
- (2) 事業計画の内容が具体的で実現可能か
- (3) 事業経費が参加人数や内容等から判断して適切かつ妥当なものか
- (4) 事業内容と期待される効果の関係性が整合するものか

12 その他

積算単価の根拠となる見積書の写し等を参考資料として求める場合がある。

別表 1

補助対象経費	内訳
手術経費	不妊・去勢手術（耳カットの費用を含む）に係る費用
飼養管理経費	ペットフード、猫砂、猫トイレ、猫用食器、掃除用具等飼養管理に必要な消耗品に係る費用

※ 募集対象事業で取り扱った猫を対象とした経費に限る。

別表 2

事業区分	補助の対象となる経費	補助金の交付対象	補助率	補助対象経費の上限額
地域猫活動への補助	手術経費	活動団体	補助対象経費の1/2以内	雄猫1頭につき上限1万円、雌猫1頭につき上限2万円とする。ただし、1団体あたり上限16万円とする。
	飼養管理経費		補助対象経費の10/10	1団体あたり上限3万円
飼い主のいない猫の譲渡活動への補助	飼養管理経費	活動団体	補助対象経費の10/10	1団体あたり上限3万円